

2006年1月12日
(平成18年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

市税及び県民税(特別徴収に係る現年度分の個人の市県民税及び県民税を除く。)の徴収及び収納並びに滞納処分事務に係るコンピュータ処理について(答申)

2006年1月12日付けで諮問(第169号)された市税及び県民税(特別徴収に係る現年度分の個人の市県民税及び県民税を除く。)の徴収及び収納並びに滞納処分事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事業の実施に当たりコンピュータ処理をする必要性についての合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

電子取引による経済活動が拡大している現状で、税の申告や納付を含めた全体の電子化計画は、各都道府県及び政令市において申告・納付システムが先行的に運用されている状況であるが、今後システムの拡大が予定されていることから、本市においては新たな納付方法として、平成18年度に電子納税の制度と実務上の運用について実証実験を行うため、軽自動車税のクレジット納付(以下「クレジット納付」という。)を予定するものである。

(2) コンピュータ処理の必要性について

ア コンピュータ処理をする必要性

クレジット納付の実証研究を実施するに当たっては、藤沢市、株式会社日本総合研究所、三井住友カード株式会社の3者で共同研究コンソーシアムを組織し、協定により共同研究に伴う役割と責任を明確化し経費等を分担する。

また、当該クレジット納付実証研究の実施に伴うデータ利用については、軽自動車情報(通知書番号、税額、ナンバープレート)の3項目を税情報データベースに磁気媒体(CD-R)によりセットし、クレジット納付を希望する納税義務者等(以下「義務者等」という。)がインターネットにより藤沢市サイトにアクセスし、クレジット納付規約を確認のうえ当該軽自動車情報を税情報サイトで利用することについての同意をした後、税情報サイトに移動し、義務者等は通知書番号とナンバープレート番号の下4桁を入力確認後においては、日本総合研究所が管理する納付サイトに移動し、クレジット決済の所定の手続を行う。決済後その確認データ(通知書番号、金額、処理日)が税情報サイトに送られ、当該確認データが磁気媒体(CD-R)により本市に送致され、当該確認データに基づき消込み処理をすることにより完結するシステムとなっている。

当該クレジット納付実証研究に係るシステムは、義務者等の税を特定しクレジット決済システムに移行する必要から、藤沢市サイト及び税情報サイトを構築しコンピュータ処理をする必要がある。

イ コンピュータ処理する個人情報の範囲

軽自動車ナンバープレート番号

ウ 対象件数

約75,000件

(3) 安全対策について

ア 共同研究コンソーシアムでは、藤沢市個人情報の保護に関する条例(以下「条例」という。)、藤沢市情報セキュリティポリシー及び藤沢市コンピュータシステム管理運営規程を遵守するとともに、藤沢市クレジット納付に係る個人情報等取扱要領を定め個人情報の保護に努める。

また、株式会社日本総合研究所とサイト運営管理委託契約を締結し、条例第16条の規定により必要な措置を講じる。

イ データ通信は専用線を使用し、情報は暗号化しセキュリティの確保に努める。

(4) 実証研究期間について

2006年2月1日から同年7月31日までとし、サイト開設期間は2006年5月15日から同年5月26日までとする。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由によりコンピュータ処理について認めるものである。

(1) コンピュータ処理する必要性について

実施機関の説明によると本業務の執行に当たり、藤沢市と株式会社日本総合研究所及び三井住友カード株式会社との3者による共同研究コンソーシアムにおいて軽自動車税のクレジット納付システムを構築し、インターネットによる税納付の実証研究を行うものとのことであり、そのことにより納税義務者等の利便性の向上と事務の効率化を図ることが可能であり、今後の新たな市税の納付方法として電子化を実施検討することは、当該実証研究の結果データを有効的に活用することができることになるため、コンピュータ処理をする必要性が認められる。

(2) 安全対策について

本業務の処理に当たっては、専用線を使用し外部とのネットワーク接続はなく、データの暗号化を図りセキュリティ対策を講じるとともに、条例及び藤沢市情報セキュリティポリシーを遵守し、実施機関が定める藤沢市クレジット納付に係わる個人情報等取扱要領に基づき処理するため、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以 上